

まちづくりルール

たうんたなか
タウン田中地区



名 称	タ ウ ン 田中地区計画
位 置	田 中 町 5 丁 目 の 一 部
面 積	約 1. 6 ha



タウン田中地区 まちづくりルール

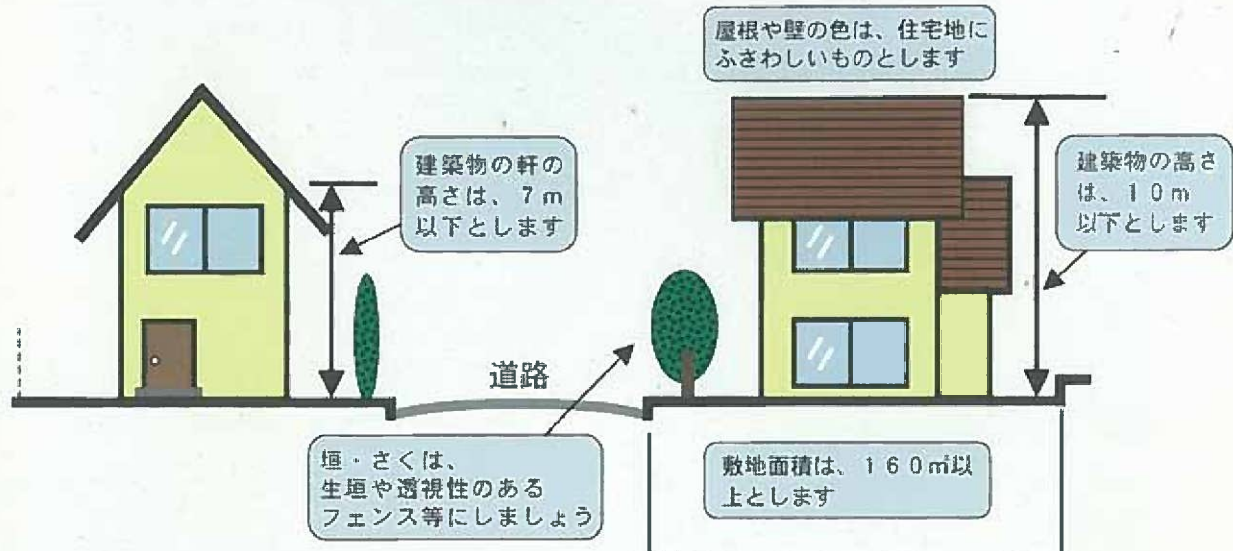
私たちのまち、タウン田中地区は、戸建住宅の良好なまちとして開発整備されました。この住宅地は、ゆとりのある敷地に、落ち着いた戸建住宅の建設をすることにより閑静でうるおいのあるまちづくりを目指しています。建物を建築する際に、簡単なルールを守ることで、この地区をよりいっそう魅力的なまちにすることができます。そこで、まちづくりのルール「地区計画」を定めました。みんなで、住みやすいまちをつくりましょう。

平成14年3月 告示

都市計画	名称	タウン田中地区計画
	面積	約1.6ha
	用途	第1種中高層住居専用地域
	容積率	200%
	建ぺい率	60%
地区計画	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅(3戸以上の長屋及び事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを除く。) 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第130条の4で定める公益上必要な建築物 3 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5で定めるものを除く。)
	容積率	150%
	建ぺい率	60%
	建築物の敷地面積の最低制限	160㎡
	建築物の高さの最高限度	10m 軒の高さは7mを超えてはならない
	建築物の形態又は意匠の制限	建築物等の色彩及び形態は、健全な住宅地にふさわしいものとし原色は使用しないものとする。
	垣又はさくの構造の制限	垣又はさくの構造は、次に掲げるものでなければならない。 1 敷地境界線から1m未満の距離に設置する垣又はさくは、高さ(敷地地盤面からの高さをいう。以下同じ。)が2m以下のもの(生垣又はフェンスその他の透視性のある鉄さく等(基礎を有する場合にあっては、基礎の高さが0.6m以下のものに限る。))及び門塀(当該部分の見附面積の合計が5㎡以下のもの)を除く。)

《タウン田中地区計画》

○用途、容積率、建ぺい率、敷地面積、高さ、形態・意匠、かき・さくの制限があります。

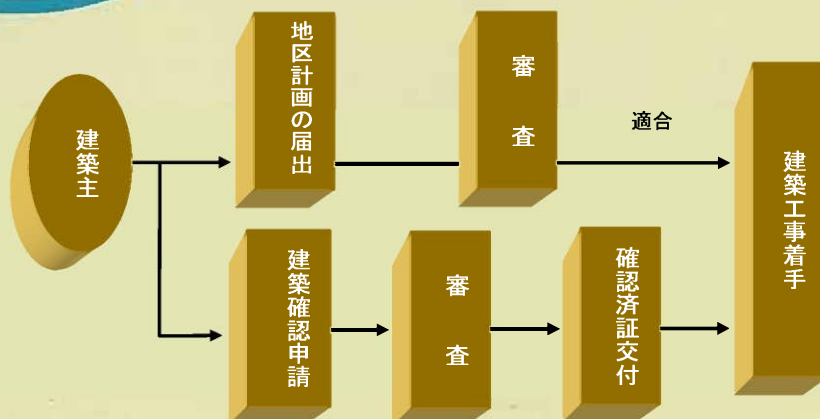


用途制限：原則として次のもの以外は建てられません
 ・住宅（3戸以上の長屋建て、店舗併用住宅を除く）
 ・公益上必要な施設

容積率：150%
 建ぺい率：60%

届出勧告制度 について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



まちづくりルールについてのお問い合わせは
 豊田市役所都市計画課 0565-34-6620